

環地温発第 080401003 号
平成 20 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 政 令 指 定 都 市 長 殿

環境省地球環境局長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
業務部門対策技術率先導入補助事業及び再生可能エネルギー導入住宅地域支援
事業実施要領について（通知）

標記補助事業の実施に関して必要な細目について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第 4 条第 6 項の規定に基づき、別添のとおり「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）業務部門対策技術率先導入補助事業実施要領」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業実施要領」を定め、平成 20 年度予算から適用することとしたので通知します。

なお、貴管下区市町村に対しては、貴職より周知願います。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
業務部門対策技術率先導入補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項の規定に基づき、同条第2項の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の主体

各事業における施設及び設備の整備主体は、地方公共団体とする。

3 事業の実施方法等

(1) 業務部門対策技術率先導入補助事業

I 対象事業

補助の対象となる事業は、地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に規定する都道府県及び市町村の事務及び事業に関する実行計画（新規策定又は改定後3年以内の実行計画に限る。）に基づき、代エネ・省エネに係る施設・設備を整備する事業であって、下表の左欄の対象施設・設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、整備する施設・設備はその普及率の向上が見込まれ、かつ、当該施設・設備を導入することにより地域住民等に対する地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

また、申請に当たっては、事業による地域住民等への波及効果及び二酸化炭素排出量を含めた事業評価を行うこと。

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア. 太陽光発電	太陽電池出力が20kW以上であるもの。
イ. 燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
ウ. バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、省CO ₂ 率が15%以上であるもの。
エ. バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。

オ. バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省CO ₂ 率が10%以上であるもの。
カ. 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
キ. 小水力発電	発電以外の用途に供される工作物に設置される発電出力が1,000kW以下のもの。
ク. その他の代替エネルギー利用設備	アからキに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備で、CO ₂ 削減率10%以上で、かつ、CO ₂ 削減費用が1万円以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 (ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ) CO ₂ 削減率が10%以上で、かつ、CO ₂ 削減費用が1万円以下であるもの。

備考

1. 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
2. 「省CO₂率」とは、従来システムによる年間CO₂使用量に対する年間CO₂削減量の割合とする。
3. 「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
4. 「CO₂削減費用」とは、補助金額を設備の法定耐用年数を通じたCO₂の総削減量で除した値。
5. 「CO₂削減率」とは、従来システムによる年間CO₂排出量に対する年間CO₂排出削減量の割合とする。
6. 対象施設・設備については、(1)又は(2)のどちらか1つを導入すれば補助対象となる。

II 維持管理

- ア 施設・設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。
- イ 地域住民等による施設・設備の見学等を可能にすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

III 温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備により生産したエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供

すること。

附則

この実施要領は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業
- (2) 生ごみ利用燃料電池等普及促進事業

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) 再生可能燃料利用促進補助事業
- (2) 地域協議会対策促進事業
- (3) 余剰エネルギー連携利用設備補助事業

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) エコハウス整備事業
- (2) 対策技術率先導入事業
- (3) 学校への燃料電池導入事業

附則

この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項の規定に基づき、同条第2項第1号（ア）及び（イ）②の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の主体

地方公共団体（地方公共団体の委託で民間団体等が実施する場合を含む。）

3 事業の実施方法等

（1）対象事業

地方公共団体自ら若しくは地方公共団体が民間団体等への委託により実施する事業であって、省CO₂構造が施された住宅へ再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用に限る。）の導入を支援する地域独自の事業であり、下表のいずれかの条件に該当するものであること。

対象施設・設備	対象の条件
ア．太陽光発電	①CO ₂ 削減量（発電量）に応じた設置者に対する支援策であって、1設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設備整備費に2分の1を超えない内容であること。
	②法定耐用年数期間中のCO ₂ 削減効果を見込んで、設置時に一定期間のCO ₂ 削減量（発電量）に応じた設置者に対する支援策であって、1設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設備整備費の2分の1を超えない内容であること。
イ．太陽熱利用 ウ．地中熱利用	①CO ₂ 削減量（発熱量）に応じた設置者に対する支援策であって、1設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設備整備費に2分の1を超えない内容であること。
	②法定耐用年数期間中のCO ₂ 削減効果を見込んで、設置時に一定期間のCO ₂ 削減量（発熱量）に応じた設置者に対する支援策であって、1設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設

備整備費の2分の1を超えない内容であること。

(2) 維持管理

施設・設備は、設置者の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(3) 温室効果ガス削減量の把握等

事業主体は、施設・設備による温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

附則

この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項の規定に基づき、同条第3項の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、学校施設等に関する地球温暖化対策を進め、これを活用した環境教育の推進を図ることを目的とする。

2 事業の主体

地方公共団体

3 事業期間

事業期間は、原則として事業開始年度から3ヵ年とする。

4 事業採択

(1) 二酸化炭素削減効果の見積もり

補助金交付を希望する地方公共団体は、改修の計画に基づく二酸化炭素削減量を見積もり、環境省に提出すること。

(2) 事業の採択

以下の観点から有識者の意見を聴いて事業の採択を行う。

- ①二酸化炭素削減効果が高いものであること。
- ②学校の改修を行うハード事業と環境教育を行うソフト事業を組み合わせた事業の効果が高いものであること。
- ③その他事業の実施を効率的かつ有効的に実施できるものであること。

5 事業の実施方法等

(1) 事業の実施方法

住民、事業者、行政等の関係者を含む検討会等を設置し、当該検討会等において、調査・研究等を実施し、その結果に基づいて改修の計画及び設計等を実施すること。

(2) 対象事業

地方公共団体の設置している学校施設における改修等の事業であって、地域の特性を考慮した複数の地球温暖化対策技術が取り入れられていること。なお、断熱材を使用する場合は、ノンフロン断熱材とすること。

(3) 維持管理

改修した学校施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(4) 温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備の改修、改善等により削減されたエネルギー量等のデータを記録

し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 環境教育の実施

児童生徒、住民及び事業者等の幅広い主体の参加を得て、当該学校施設等を活用した環境教育を実施すること。

附則 この実施要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この実施要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この実施要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

環水大自発第 080401002 号
平成 20 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 政 令 指 定 都 市 長 殿

環境省水・大気環境局長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
低公害車普及事業のうち低公害（代エネ・省エネ）車普及事業実施要領及び
低公害車普及事業のうち次世代低公害車普及事業実施要領について（通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第 4 条第 4 項の規定に基づき、別添のとおり「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）低公害車普及事業のうち低公害（代エネ・省エネ）車普及事業実施要領」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）低公害車普及事業のうち次世代低公害車普及事業実施要領」を定め、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

なお、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願います。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
低公害車普及事業のうち低公害（代エネ・省エネ）車普及事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項第1号に定める低公害（代エネ・省エネ）車普及事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「低公害（代エネ・省エネ）車」とは、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- (2) 「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車をいう。
- (3) 「天然ガス自動車」とは、圧縮天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (4) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関（電動機又は油圧モーターに限る。）を原動機として搭載した検査済自動車のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの（以下「地方公共団体等」という。）の長とする。

4 事業の内容

事業の内容は、要綱第4条に掲げる低公害（代エネ・省エネ）車の導入（購入（改造を含む。）又はリース）とする。なお、維持管理経費及び登録諸費用については、この補助金の交付対象外とする。

5 交付の対象

(1) 交付の対象

要綱第2条の目的を達成するため、その実施する低公害（代エネ・省エネ）車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 交付の対象となる事業の要件

この補助金の交付の対象となる事業は、次の要件を満たすものであること。
ア．地方公共団体等の業務（委託業務を含む。）のうち、低公害（代エネ・省エネ）車を導入する業務であること。

イ．補助対象となる車両は、車両総重量が3.5tを超える自動車（営業用乗合自動車を除く。）に限る（ただし、平成16年度の当該補助事業において補助金交付を受け導入したリース車両についてはこの限りではない。）。

6 交付対象事業の制限

（1）この補助金は、低公害（代エネ・省エネ）車の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。

（2）別表に掲げる区分に応じた基準額と補助対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して、少ない方の額を選定する。

（3）リースによる導入の場合、1ヶ月未満のリース期間が生じる場合は、その部分は切り捨てることとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

別 表

区分	種 目	車 名・クラス	型 式	仕 様	通常車両(ベース車両)	基準額(千円)
購 入 に よ る 導 入	天然ガス自動車	いすゞ エルフ(2t, 3t)	-	-	エルフ(2t, 3t)	980
		三菱 キャンター(2t, 3t)	-	-	キャンター(2t, 3t)	980
		トヨタ ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	-	-	ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	980
		ダイハツ デルタ(2t, 3t)	-	-	デルタ(2t, 3t)	980
		日産ディーゼル コンドル(2t, 3t)	-	-	コンドル(2t, 3t)	980
		日産 アトラス(2t, 3t)	-	-	アトラス(2t, 3t)	980
		日野 デュトロ(2t, 3t)	-	-	デュトロ(2t, 3t)	980
		マツダ タイタン	-	-	タイタン	980
		いすゞ エルフ(4t)	-	-	エルフ(4t)	980
		いすゞ フォワード(4t~)	-	-	フォワード(4t~)	3,200
		三菱 ファイター(4t~)	-	-	ファイター(4t~)	3,200
		日産ディーゼル コンドル(4t~)	-	-	コンドル(4t~)	3,200
		日野 レンジャー	-	-	レンジャー	3,200
		日産ディーゼル ビッグサム	-	-	ビッグサム	7,760
		日産 シビリアン 2WD/MT	UD-DHW41(改)	-	シビリアン・マイクロバス	4,340
		三菱 ローザ 2WD/AT	PA-BE63DE	燃料容器容量:82.5L×1本+63L×1本	ローザ・マイクロバス	4,260
		三菱 ローザ 2WD/AT	PA-BE63DGCA4	-	ローザ・マイクロバス	5,460
		三菱 ローザ 2WD/AT	PA-BE63DE	燃料容器容量:82.5L×1本+57.5L×1本+24.7L×2本	ローザ・マイクロバス	4,520
		日野 リエッセII 2WD/MT	PB-XZB40M	-	リエッセII	4,080
		トヨタ コースター 2WD/MT	PB-XZB40	-	コースター	3,860
		トヨタ コースター 2WD/MT	PB-XZB50	-	コースター	4,460
		日産ディーゼル スペースランナー天井積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー天井積 ノンステップ	7,860
		三菱 エアロミディ	PA-ME17DF	-	エアロミディ・中型バス	8,240
		三菱 エアロミディ	PA-ME17DFSF	-	エアロミディ・中型バス	8,240
	日野 レインボーノンステップ	KK-HR1JEEEE他(改)	-	中型バス・ノンステップ	8,520	
	日野 メルファ	BDG-RR7JJA改	-	メルファ	8,520	
	いすゞ ジャーニーJ	PB-RX6JFAJ-FUAGF	-	ジャーニーJ	6,580	
	いすゞ ガーラミオ	PB-RR7JJAJ	-	ガーラミオ	7,160	
	ハイブリッド自動車	いすゞ エルフハイブリッド(2t, 3t, 3.5t)	-	-	エルフ	960
		日産 アトラスH43 ハイブリッド(2t, 3t, 3.5t)	-	-	アトラス	960
		トヨタ ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	-	-	ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	960
		日野 デュトロ(2t, 3t)	-	-	デュトロ(2t, 3t)	960
		日野 レンジャー(4t)	-	-	レンジャー(4t)	2,420
三菱 キャンター エコハイブリッド(2t, 3t)		-	-	キャンター(2t, 3t)	960	
三菱ふそう エアロスターエコハイブリッド		BJG-MP37TK BJG-MP37TM	-	エアロスター	15,020	
日野 セレガR ハイブリッド		RU2PPFR	-	セレガR	8,720	
日野 ブルーリボンシティハイブリッド		BJG-HU8JLFP BJG-HU8JMFP	-	ブルーリボンシティ	3,880	
リ ー ス に よ る 導 入	電気自動車	タケオカ REVA (※)	-	-	スズキツインガソリンA	8
	天然ガス自動車	ダイハツ ハイゼットカーゴ AT/2WD (※)	US-S200V	-	ハイゼットカーゴ	13
		ダイハツ ハイゼットカーゴ AT/4WD (※)	US-S210V	-	ハイゼットカーゴ	14
		ダイハツ ハイゼットトラック AT (※)	LE-S200P(改)	-	ハイゼットトラック	12
		スズキ エブリイ MT/4WD (※)	LE-DA62V(改)	-	エブリイ	15
		トヨタ プロボックス (※)	-	-	プロボックス	18

区分	種目	車名・クラス	型式	仕様	通常車両(ベース車両)	基準額(千円)		
入	天然ガス自動車	日産 ADバン (※)	-	-	ADバン	17		
		いすゞ エルフ(2t, 3t)	-	-	エルフ(2t, 3t)	16		
		三菱 キャンター(2t, 3t)	-	-	キャンター(2t, 3t)	16		
		トヨタ ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	-	-	ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	16		
		ダイハツ デルタ(2t, 3t)	-	-	デルタ(2t, 3t)	16		
		日産ディーゼル コンドル(2t, 3t)	-	-	コンドル(2t, 3t)	16		
		日産 アトラス(2t, 3t)	-	-	アトラス(2t, 3t)	16		
		日野 デュトロ(2t, 3t)	-	-	デュトロ(2t, 3t)	16		
		マツダ タイタン	-	-	タイタン	16		
		いすゞ エルフ(4t)	-	-	エルフ(4t)	16		
		いすゞ フォワード(4t~)	-	-	フォワード(4t~)	53		
		三菱 ファイター(4t~)	-	-	ファイター(4t~)	53		
		日産ディーゼル コンドル(4t~)	-	-	コンドル(4t~)	53		
		日野 レンジャー	-	-	レンジャー	53		
		日産ディーゼル ビッグサム	-	-	ビッグサム	129		
		日産 シビリアン 2WD/MT	UD-DHW41(改)	-	シビリアン・マイクロバス	72		
		三菱 ローザ 2WD/AT	PA-BE63DE	燃料容器容量:82.5L×1本+63L×1本	ローザ・マイクロバス	71		
		三菱 ローザ 2WD/AT	PA-BE63DGCA4	-	ローザ・マイクロバス	91		
		三菱 ローザ 2WD/AT	PA-BE63DE	燃料容器容量:82.5L×1本+57.5L×1本+24.7L×2本	ローザ・マイクロバス	75		
		日野 リエッセII 2WD/MT	PB-XZB40M	-	リエッセII	68		
		トヨタ コースター 2WD/MT	PB-XZB40	-	コースター	64		
		トヨタ コースター 2WD/MT	PB-XZB50	-	コースター	74		
		日産ディーゼル スペースランナー天井積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー天井積 ノンステップ	131		
		三菱 エアロミディ	PA-ME17DF	-	エアロミディ・中型バス	137		
		三菱 エアロミディ	PA-ME17DFSF	-	エアロミディ・中型バス	137		
		日野 レインボーノンステップ	KK-HR1JEEE他(改)	-	レインボー・ノンステップ	142		
		日野 メルファ	BDG-RR7JJA改	-	メルファ	142		
		いすゞ ジャーニーJ	PB-RX6JFAJ-FUAGF	-	ジャーニーJ	109		
		いすゞ ガーラミオ	PB-RR7JJAJ	-	ガーラミオ	119		
		リースによる導入	ハイブリッド自動車	ホンダ シビック ハイブリッド (※)	ZA-ES9	-	シビックフェリオ	5
				トヨタ プリウス (※)	ZA-NHW20	-	プリオン	5
				トヨタ エスティマ ハイブリッド (※)	ZA-AHR10W	-	エスティマT, L	5
				トヨタ アルファード (※)	ZA-ATH10W	-	アルファードG, V	5
				いすゞ エルフハイブリッド(2t, 3t, 3.5t)	-	-	エルフ(2t, 3t, 3.5t)	16
日産 アトラスH43 ハイブリッド(2t, 3t, 3.5t)	-			-	アトラス	16		
トヨタ ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	-			-	ダイナ/トヨエース(2t, 3t)	16		
日野 デュトロ(2t, 3t)	-			-	デュトロ(2t, 3t)	16		
日野 レンジャー(4t)	-			-	レンジャー(4t)	40		
三菱 キャンター エコハイブリッド(2t, 3t)	-			-	キャンター(2t, 3t)	16		
三菱ふそう エアロスターエコハイブリッド	BJG-MP37TK BJG-MP37TM			-	エアロスター	250		
日野 セレガR ハイブリッド	RU2PPFR			-	セレガR	145		
日野 ブルーリボンシティハイブリッド	BJG-HU8JLFP BJG-HU8JMFP			-	ブルーリボンシティ	64		

注意) ●上記表に記載のない車種については、審査により「ベース車(既存車)本体価格の1/2以下かつ、改造費(ベース車との価格差)の1/2以下」の範囲内で補助額を決定する。

●「低公害車のリースによる導入」の基準額は月額金額

●(※)の車両は、平成16年度の低公害(代エネ・代エネ)車普及事業の補助を受けてリース導入した車両のみが対象

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
低公害車普及事業のうち次世代低公害車普及事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項第2号に定める次世代低公害車普及事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、原動機として燃料電池（燃料の化学反応により直接電気を発生させるもの。）のうち水素を燃料とするもの又は水素を燃料とする燃料電池と蓄電装置によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車をいう。
- (2) 「ジメチルエーテル自動車」とは、ジメチルエーテルを液化した状態で搭載し、これをディーゼルエンジンの燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (3) 「水素自動車」とは、水素を燃料とした内燃機関を原動機として搭載した検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの（以下「地方公共団体等」という。）の長とする。

4 事業の実施方法等

- (1) 事業の内容は、地方公共団体等が実施する業務（委託業務を含む。）のうち、要綱第4条に掲げる次世代低公害車を導入する業務とする（ただし、リースによる導入に限る。）。なお、維持管理経費及び登録諸費用については、この補助金の交付対象外とする。
- (2) 要綱第2条の目的を達成するため、その実施する次世代低公害車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (3) 次世代低公害車は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであることとする。

5 交付対象事業の制限

この補助金は、次世代低公害車の導入に関する他の補助金を受けた事業には交

付しないものとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。